

条例前文

目的規定で表現できない基本的な条例策定の理念と目標、姿勢を規定

総則的規定

第1章 総則

目的、定義、解釈規定、基本原則などを規定

第2章 まちづくりの基本原則

まちづくりの目標、自治の原則などを規定

本則(1)

第3章 市民・事業者の権利、責務

市民・事業者についてそれぞれ権利、役割、責務を規定

第4章 市議会

議会の活動、役割、責務を規定

第5章 市長等

行政(市長、職員)の役割、責務を規定

第6章 情報公開

情報の共有、公開原則を規定するとともに、個人情報保護について規定

第7章 市政運営

行政の運営原則を規定するとともに、評価、手続きについて規定

本則(2)

第8章 参加及び協働

市民のまちづくりへの参加について、参加手法とともに規定

第9章 コミュニティと市民活動

基本となるコミュニティや市民活動、NPO、住民活動団体、多文化共生を規

雑則的規定

第10章 他の公共機関との関係

国、県や他自治体等との連携や関係を規定

第11章 条例の見直し

将来にわたり運用していくために見直し手法等を規定